

企諮問第1号

茨城県総合計画審議会

社会経済情勢の変化に的確に対応し、県勢のより一層の発展と安心安全な社会づくりを目指し、平成30年度からの県政運営の基本方針となる新しい県総合計画を策定したいので、茨城県総合計画審議会条例（平成6年茨城県条例第4号）第2条第1項の規定により意見を求める。

平成30年 2月 5日

茨城県知事 大井川 和彦

諮問理由

我が国は今、未曾有の人口減少や超高齢社会の到来により、労働力不足や経済成長の鈍化、社会保障制度の持続性の危機などの様々な課題に直面するとともに、社会経済のグローバル化、劇的に進歩する人工知能に代表される第4次産業革命など、これまでに経験したことのない時代の転換期を迎えており、これからの10年間は、茨城が未来に向けて大きく飛躍できるかどうかを決める極めて重要な期間となる。

これらの時代の変化に対応し、直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、従来の常識や処方箋にとらわれず、新たな発想で失敗を恐れずに果敢に挑戦していかなければならない。

本県においては、温暖な気候や豊かな自然環境、地域の発展を支える広域交通ネットワーク、世界最先端の科学技術や高度なものづくり産業の集積、全国屈指の農業など、数多くの強みを有しており、これらを最大限に活用するとともに、県民一人ひとりの力を結集し、県民が「豊かさ」を享受し、「安心安全」な生活環境のもと、未来を担う「人財」が生まれ、「夢・希望」に溢れた新しい茨城づくりに取り組んでいく必要がある。

そこで、このような状況を踏まえ、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するために、平成30年度からの県政運営の基本方針となる総合計画の策定を求めるものである。